

**介護老人保健施設 LA・LA・LA
及び
介護老人保健施設 LA・LA・LAユニット型
居宅サービス契約書**

(サービスの目的及び内容)

第1条 介護老人保健施設 LA・LA・LA及び介護老人保健施設 LA・LA・LAユニット型（以下「当事業所」という。）は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、次の介護給付、介護予防給付の対象となるサービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元を保証する者（以下「保証人」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

- (1) 介護老人保健施設 LA・LA・LA
- 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護
 - 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
 - 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
- (2) 介護老人保健施設 LA・LA・LAユニット型
- 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護
- 2 それぞれのサービス内容の詳細は、別紙に記載のとおりです。

(適用期間)

第2条 この契約期間は、居宅サービス契約書を提出したときから効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約書の改定が行われない限り、初回利用時の契約書提出をもって繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

(保証人)

第3条 当事業所は利用者に対して保証人を定めることを求めることとします。但し、利用者に保証人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。

2 保証人は、本契約に基づく利用者の当事業所に対する債務について連帯債務者となると共に、当事業所が必要と認めたときはこれに応じて当事業所と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産・遺留金品の引き取り等を行うことに責任を負います。連帯保証額の上限は50万円とします。

(個別サービス計画等)

第4条 当事業所は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」の内容に沿った各居宅介護サービスごとのサービス計画を作成します。

2 当事業所は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、及び利用者の状況に応じて「居宅サービス計画（ケアプラン）」の範囲内で、可能なときは必要な計画変更も行います。

3 当事業所は、利用者が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

(サービス提供の記録等)

- 第5条 当事業所は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めたサービス提供記録書等の書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。
- 2 当事業所は、一定期間ごとに、サービス提供の状況、目標達成の状況等についてサービス提供記録書等の記録を作成して、利用者に説明の上、提出します。
 - 3 当事業所は、サービス提供記録書等の記録を作成し、その記録を利用終了後5年間はこれを適正に保存します。また、利用者から求めがあった場合は、閲覧に応じ実費負担によりその写しを交付します。

(利用料金及びその滞納)

- 第6条 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。利用者及び保証人は、連帯して当事業所に対し、本契約に基づく居宅サービスの対価として、別紙の料金表をもとに計算された月ごとの合計額を支払う義務があります。なお、介護保険法その他の関係法令の変更、要介護度の変更その他の理由により、介護報酬の利用者負担分、実費分の変更が生じた場合には、変更後の料金を請求することができるものとします。
- 2 当事業所は、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月作成し、その後、利用者又は保証人の住所に郵送いたします。利用者及び保証人は、連帯して当事業所に対し、当該合計額を支払うものとします。支払いの方法は、指定日に利用者又は保証人が指定する口座より引き落としさせていただきます。なお、口座引き落とし完了までに数ヶ月かかるため、初回は、まとめて引き落としさせていただきます。
 - 3 当事業所は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は保証人に対して領収書を発行します。なお、領収書の再発行はいたしません。また、介護保険制度上の関係で、支払い後に請求金額の変更を行う場合があります。
 - 4 利用者及び保証人が正当な理由なく当事業所に支払うべき利用料金を3ヶ月分以上滞納した場合、当事業所は20日以内の期間を定めて、期間満了までに利用料金を支払わない場合に契約を解除する旨の催告をすることができます。
 - 5 前項の催告をしたときは、当事業所は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
 - 6 当事業所は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第4項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することができます。

(利用者の解約権)

- 第7条 利用者は、当事業所に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(当事業所の解除権)

- 第8条 当事業所は、やむを得ない事情により本契約を継続できなくなった場合は30日以上予告期間をもってこの契約を解除することができます。但し、他のサービス事業者へ引継ぎができた場合はこの限りではありません。この場合、当施設は、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した介護支援事業者にその旨を連絡します。

(契約の終了)

- 第9条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
- 一 第2条の規定により事前に更新がなされず、契約の猶予期間が満了したとき

- 二 第6条4項の当事業所から解除の意思表示がなされたとき
- 三 第7条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 四 第8条の規定により当事業所から契約解除の意思表示がなされたとき
- 五 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - ①利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき
 - ②利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ③利用者が死亡したとき
- 六 利用者が、当事業所、当事業所の職員または他の利用者等に対し、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行ったとき
- 七 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所が適切なサービスの提供を超えると判断した場合
- 八 施設の規則、契約等を遵守しない場合

(損害賠償)

- 第10条 当事業所は、サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第11条 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者及び保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
- ①介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ②介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
 - ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
 - ④利用者の病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
 - ⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第12条 当事業所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。その場合、連絡を受けた者は、すみやかに対応していただきます。
- 2 当事業所は、利用者に対し、サービス提供が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

(苦情の対応)

- 第13条 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、当事業所、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 当事業所は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
 - 3 当事業所は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

(契約外条項等)

第14条 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない条項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者及び保証人と当事業所の協議により定めます。

2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものですので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要となります。

介護老人保健施設 LA・LA・LA
及び
介護老人保健施設 LA・LA・LAユニット型
居宅サービスについて

◇介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇介護保険サービス

医療・看護：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者及び要支援者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介護：

施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

介護相談：

ご利用者、ご家族からの相談に応じます。

療養室：

- (1) 介護老人保健施設 LA・LA・LA
従来型2人室、4人室
- (2) 介護老人保健施設 LA・LA・LAユニット型
ユニット型個室

浴室：

一般浴槽、特殊浴槽

食事：

朝食 7時00分～ 8時00分
昼食 12時00分～13時00分
夕食 18時00分～19時00分

*食事は原則として食堂でおとりいただきます。

①短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護について

◇概要

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画及び介護予防サービス・支援計画表に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、ご利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、ご利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇生活サービス

当事業所利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常にご利用者の立場に立って運営しています。

②通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについて

◇概要

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画及び介護予防サービス・支援計画表に基づき、当事業所をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、ご利用者の心身の機能の維持回復を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、ご利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従業者の協議によって、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、ご利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。